

## ○【報告】

## 「王子公園再整備に関する都市計画手続き」について

## 1 「王子公園地区地区計画（素案）」の縦覧結果

## (1) 縦覧期間

令和5年10月10日（火）～10月24日（火）（意見書の提出は10月31日（火）まで）

## (2) 意見書の通数・件数

総数：122通（194件）

《意見の内訳》

①王子公園地区地区計画（素案）に関する意見 48通（62件）

（その他）

②その他都市計画（都市施設、再整備関連以外）に関する意見 15通（18件）

③王子公園再整備基本計画（素案）に関する意見 96通（114件）

※複数の意見が含まれる意見書があるため、内訳の通数の合計は総数と一致しません。

## (3) 王子公園地区地区計画（素案）に関する主な意見と市の考え方（要旨・抜粋）

## 【主な意見】

- ・大学誘致に賛成できないので、地区計画には同意できません。
- ・住宅は高度規制で高さを抑えられているのに、周りに大学、駐車場、スタジアムと大きな建物で塞がれるのは不本意。建てるならもっと高さを抑制してほしい。
- ・教育・研究地区の建築物に対する高さ制限の明記がない。
- ・本計画は、王子動物園が持つ「社会教育」の役割を軽視している。王子動物園の属する部分を「社会教育施設」として、ふさわしい地区として位置づけるよう求める。
- ・示された地区計画（素案）は、都市計画法の目的や基本理念の精神からも逸脱したものだ。
- ・都市計画があって初めて王子公園整備計画ができるはずだ、これについて市民の意見を先に聞くべきと考える。

## 【市の考え方】

- ・大学は、教育・研究機関としての機能に加え、若年層人口の受け皿として、転入や定着促進、昼間人口の増加にも大きく寄与し、地域の課題解決、地域経済の基盤強化など、地域社会においても重要な役割を果たすことから、大学誘致は新たな価値を創出するための最も有力な施策です。再整備を進めていくうえで、地区計画を定め、土地利用の誘導等を図っていくことが必要であると考えています。
- ・当該地は、第5種高度地区に指定され、既に建築物の高さは31m以下に制限されていることから、地区計画において高さの制限を定めることは考えていませんが、いただいたご意見も踏まえ、地区計画（案）では、高度地区等その他の地域地区に関する制限内容を計画書に明記する

こととします。

- ・「スポーツ・レクリエーション地区」は、スポーツやレクリエーションを通じた遊びや憩い、学び、成長等の場である再整備後の区域を対象としています。ご意見を踏まえ、地区計画（案）では、「土地利用の方針」の中で、当該地区の位置づけについて、より分かりやすく明記することとします。
- ・地区計画（素案）は、再整備に関するパブリックコメントや市民との意見交換会、市民ヒアリングを経て作成した基本計画（素案）等を踏まえ、作成しているもので、記載している目標や方針、建築物等の制限等については、適切な内容であると考えています。
- ・都市計画に関する手続きについては、都市計画法及び市条例に定められており、それらの規定に基づき、これまで進めてきたところですが、引き続き、適切に手続きを進めてまいります。

#### 【主な意見と市の考え方】

資料6-2のとおり

### 2 再整備に関連する都市計画案の概要

#### 【再整備に関連する都市計画】

資料6-3のとおり

### 3 今後の予定

令和5年12月	都市計画案の縦覧
令和6年2月～	都市計画審議会の開催
	都市計画の決定

## 主な意見と市の考え方

## 1. 地区計画（素案）に関する意見

## 【全般に関する意見】

意見	神戸市の考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学誘致前提の地区計画の決定について</li> </ul>	<p>大学は、教育・研究機関としての機能に加え、若年層人口の受け皿として、転入や定着促進、昼間人口の増加にも大きく寄与し、地域の課題解決、地域経済の基盤強化など、地域社会においても重要な役割を果たすことから、大学誘致は新たな価値を創出するための最も有力な施策であり、王子公園の再整備を進めていくうえで、地区計画を定め、土地利用の誘導等を図っていくことが必要であると考えています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学誘致前提の地区計画の決定に反対【他 12 件】</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民に長く利用されているスポーツ施設を廃止・集約することと引き換えに大学を誘致する再整備は、公園の破壊であり、市民の生活を劣化させるものだ。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・今のままの景観、土地を未来の子どもに渡せるよう、維持出来るようにしてほしい。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民利益に反する計画変更は中止、撤回すべき。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画書の説明をみても、公園をスポーツ・レクリエーション地区と教育・研究地区に変更することでどういった問題があるのか明らかにされていない。大学誘致があるから、変更するというだけでは、市民は判断することができない。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・王子公園・動物園を大学へ売却することは、市民の意見を蔑ろにする行いなので反対。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・王子公園地区は、多くの木が伐採され、高い建物による景観悪化も懸念される。さらに子どもを含む住民が日々慣れ親しんできたプール・遊園地・テニスコート・サブグラウンドが廃止縮小されるので、納得いかない。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学が来ることにより、市民が受けるメリットは極めて少なく、反対にデメリットは極めて多い。「活性化」のエビデンスがない。他方、公園の縮小・再開発の被害を被る市民への具体的対応が無策。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区計画案には市民の不安、意見が反映されていない。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・豊かな緑を大事に育ててほしい。伐採しないでほしい。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・動物福祉を大前提に整備できないのであれば、それは無駄な整備計画。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・今の施設の利用者を追い出すことは許されない。防災機能の充実が必要な時に、その機能を低下させてはならない。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画案は、社会情勢の変化に対応するものとしているが、公園、動物園</li> </ul>	

<p>の縮小・廃止を合理化できるものではなく、住民も動物も自然環境も満足させるものになっていない。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区計画素案は、大学誘致のため「後付け」された陳腐な内容で地域住民にはデメリットしかない。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区計画の目標とされている公園機能の向上は、大学誘致によっては果たされない。廃止される施設を鑑みれば、公園機能の低下は明らか。渋滞や騒音等によって周辺住民の生活の質は低下する。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育・研究地区への変更は納得できない。公園施設の廃止は、子供の成長と安全、市民の健康、景観、騒音などの欠点が多く、利点はすべて絵に描いた餅でしかない。計画の進め方にも問題がある。地区計画の理由、目標、方針が矛盾していて、市や市民のためとは思えない。不当な理由による変更に見える。</li> </ul>	<p>地区計画（素案）は、王子公園再整備に関するパブリックコメントや市民との意見交換会、市民ヒアリングを経て作成した基本計画（素案）等を踏まえ作成しているもので、記載している目標や方針、建築物等の制限等については、適切な内容であると考えています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学はそこに通う学生のためのものであり、大学誘致によりどうやって賑わいを創出し、公園機能の向上を図るのか？プール等を減らす計画であり、一体何が、住民生活の質の向上になるのか。一体性をもった土地利用、景観を誘導とはなにか。こんなお粗末な計画書で、近隣住民、王子公園を大切に思う人々の理解を得られるわけがないので断固反対。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・王子公園の再整備に関連する都市計画地区計画は中止してほしい。同再整備計画をいったん凍結すべきと考える。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災の観点からの土地利用制限については取り決めもなく、景観や周辺環境との調和だけを謳った地区計画素案に賛同できません。防災の観点から、大学誘致そのものを見直すべき。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・王子公園地区地区計画はおかしい、全く不要である。</li> </ul>	<p>再整備にあたっては、公園内の施設を適切に維持更新し、将来世代へ確実に継承するため、今ある施設をそのまま更新するのではなく、王子公園エリアの新たな価値を創出することが不可欠であり、王子公園再整備を進めていくうえで、地区計画を定め、土地利用の誘導等を図っていくことが必要であると考えています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・王子公園地区地区計画の素案に反対。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市公園法で、都市公園を廃止できるのは「公益上特別の必要がある場合」で、「客観性を確保しつつ慎重に判断し地域のニーズを踏まえること」と都市公園法運用指針にある。今回出された「地区計画（素案）」はそう言えるのか。住民との議論を尽くした上での合意形成が必要であり、それに至らなければ、いちから見直しも当然ありうる。市民の貴重な財産である王子公園を切り売りしてまで大学を誘致することには絶対反対であるため、この地区</li> </ul>	<p>再整備にあたっては、公園内の施設を適切に維持更新し、将来世代へ確実に継承するため、今ある施設をそのまま更新するのではなく、王子公園エリアの新たな価値を創出することが不可欠です。</p> <p>また、公園の都市計画及び地区計画（素案）は、王子公園再整備に関するパブリックコメントや市民との意見交換会、市民ヒアリングを経て作成した</p>

<p>計画（素案）には強く反対する。</p>	<p>基本計画（素案）等を踏まえ作成しているもので、王子公園再整備を進めていくうえで、都市計画公園の変更及び地区計画の決定は必要であると考えています。</p>
<p>・都市計画公園の変更に反対。従って地区計画も不要・反対。</p>	
<p>・都市公園法を遵守してほしい。ブランド力アップなどという勝手な理屈で公園を切り売りし、営利を目的とする大学等の施設建設を可能とするような計画は撤回してほしい。市民福祉に反する。</p>	
<p>・「大学の整備には公益上特別の必要性がない」という理由で反対。都市公園廃止の前提である公益上特別の必要性がない以上、この計画は都市計画法に違反しており、計画を白紙撤回すべき。</p>	
<p>・地区計画の根拠は、都市計画法であるが、この都市計画法の目的は「公共の福祉の増進に寄与すること」であり、その基本理念は「健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すべきこと」とあり、示された地区計画素案は、これらの精神からも逸脱したものだ。こうした王子公園地区の地区計画設定を認めるわけにはいかない。</p>	<p>地区計画（素案）は、王子公園再整備に関するパブリックコメントや市民との意見交換会、市民ヒアリングを経て作成した基本計画（素案）等を踏まえ作成しているもので、記載している目標や方針、建築物等の制限等については、適切な内容であると考えています。</p>
<p>・市民の貴重な社会的資産である王子公園の一部を廃止し大学用地として売却することは、都市計画法に違反しており、公園機能の低下に他ならない。</p>	<p>都市計画に関する手続きについては、説明会の開催、縦覧、意見書の提出の受付等を行ってきたところであり、都市計画法やまちづくり条例の主旨に基づき、適切に実施していると考えています。</p>
<p>・地区計画とは、地域住民の主体性により、その地域のまちづくりにおいて、必要と考えるルールを定めるものであると認識しているが、今回の地区計画の元になる、神戸市がつくった王子公園再整備基本方針は、地域住民の声をなんら反映されるものになっていない。教育・研究地区の設定は、地域住民がもっとも反対の声をあげている大学を誘致するがために、設定されようとするものである。これは、地域住民の主体性や合意どころか、地域住民の意に背く暴挙としかいいようがない。この地区計画は、素案から撤回を求める。</p>	
<p>・市民のコミュニティ活動をまちづくり活動に結実させるためのシステムとして制定した「神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例（まちづくり条例）」に基づき地区計画を運用しているが、王子公園への大学誘致には、多くの市民の反対署名が提出され、パブリックコメントでも反対の意見が大多数を占めたにも関わらず、「大学ありき」で計画が強行されようとしている。王子公園への大学誘致は、王子公園地区地区計画の目標に反するだけでなく、神戸市の「まちづくり条例」の趣旨にも反している。王子公園への大学誘致の撤回と市民参加による計画の立案を強く要望する。</p>	

**【具体的内容に関する意見】**

意見	神戸市の考え方
<p>・公園地を廃止して大学構内地にも変更できる用途地区変更には反対。むしろ</p>	<p>王子公園の再整備に関連するこの度の都市計画の変更は、都市計画公園の</p>

<p>ろ隣にある王子動物園を拡充するために使用すべき。市民財産は子ども達にこそ残しておくべきものだ。</p>	<p>区域を変更するもので、大学等の建築物が建築できるよう用途地域等を変更するものではありません。</p> <p>都市計画公園から削除される区域については、再整備後の公園の区域と一体性をもった魅力ある空間となるよう、地区計画において、土地利用の方針や建築物等の制限等を定めることとしています。</p>
<p>・住宅は高度規制で高さを抑えられているのに、周りに大学、駐車場、スタジアムと大きな建物で塞がれるのは不本意。建てるならもっと高さを抑制してほしい。</p>	<p>当該地は、第二種住居地域、第5種高度地区に指定され、既に建築物の高さは31m以下に制限されていることから、地区計画において、高さを制限を定めることは考えていません。</p>
<p>・教育・研究地区の建築物に対する高さ制限の明記がない。 教育・研究地区の研究内容に関する記載がない。危険な事や物の制限、動物園の動物を刺激しない様にする制限が必要。</p>	<p>当該地は、第二種住居地域、第5種高度地区に指定され、既に建築物の高さは31m以下に制限されていることから、地区計画において、高さを制限を定めることは考えていませんが、いただいたご意見も踏まえ、地区計画(案)では、高度地区等その他の地域地区に関する制限内容を計画書に明記することとします。</p> <p>なお、地区計画において、制限として定める建築物等に関する事項は、研究内容に関して記載するものとはなっていません。</p>
<p>・【教育・研究地区】内での建築物のセットバックは、地区を取り囲む境界線すべてではなく、王子公園駅側、緑の広場側、シンボルプロムナード側だけの制限であることは、都市計画説明会のスライド資料でも、当日配布資料でも気が付かなかった。この点は地区計画の計画書やネット公開されている計画図からは読み取れない。現在の遊歩道側は建築物のセットバックに制限がなく、遊歩道側には大学校舎が境界線間際まで建設可能になってしまう。地区計画素案は遊歩道側に関しては説明不足であり、予め伝えておくべき情報を伝えきれていないと思う。セットバックに関しては、全方位ではないことを伝えるべき。</p>	<p>地区計画では、建築物等に関する事項として、建築物の壁面の位置の制限や垣又はさくの構造の制限等の「制限」を定めるもので、教育・研究地区において定めるこれらの制限については、計画図に赤破線又は紫破線で示しており、適切な表現であると考えています。</p>
<p>・「地区計画での制限など」は矛盾している。都市公園法では公園内に大学を設置できないにもかかわらず、都市公園内の一部を「大学など以外の建物を建築してはいけない」と決定すると、何も使用できない状態になる。この決定は都市公園以外の地区に有効であり検討自体が無効である。</p>	<p>王子公園の再整備に関連し、今後、地区計画の決定とあわせて、都市計画公園の区域の変更を行う予定です。</p> <p>また、今後、都市公園法に基づく都市公園の区域の変更も予定しています。</p> <p>なお、地区計画の決定により、現在立地しているスタジアムが使用できなくなることはありません。</p>
<p>・都市公園法下の地域にも関わらず、大学の施設以外を規制するのは理解不能です。</p>	
<p>・中央が抜けたスポーツ・レクリエーション地区の歪な形には、公園を軽視し、市民の心身の健康と命を蔑ろにする市の姿勢が現れていると感じる。</p>	
<p>・教育・研究地区として形が悪い。学校としては不向きな土地に設置するべ</p>	<p>地区計画の細区分については、現在市民が生活通路として利用している園内通路を確保しつつ、公園と大学との一体感を醸成するよう、公園が大学を取り囲むような形状としています。さらに、大学内にも市民が自由に利用で</p>

<p>きではない。駅前である利便性を活かせる施設にすべき。教育・研究地区には勿体無い。</p>	<p>きるオープンスペースを確保することで、公園内で新たに整備する「緑の広場」と一体となって、開放感のある魅力的な空間を創出できると考えています。</p> <p>なお、若年人口減少が進むなか、大学は学生が確保しやすい大都市中心部への立地志向を高めています。都市間競争に打ち勝ち、大学誘致を実現するという観点から、特に利便性が高い駅前のエリアを教育・研究ゾーンとしています。また、社会人や市民に広くリカレント・リスキリング教育の機会を提供する上で、駅との近接性は非常に重要であり、現在の位置が最も望ましいと考えています。</p>
<p>・なぜ「王子動物園」が属するエリアが「スポーツ・レクリエーション地区」なのか。本計画は、「王子動物園」が持つ「社会教育」の役割を軽視している。本計画は、撤回することが望ましいが、撤回されないとしても、「王子動物園」の属する部分を「社会教育施設」としてふさわしい地区として位置づけるよう求める。</p>	<p>「スポーツ・レクリエーション地区」は、スポーツやレクリエーションを通じた遊びや憩い、学び、成長等の場である王子公園の再整備後の区域を対象としています。</p> <p>動物園は、都市公園法において「教養施設」に分類されており、本地区の位置付けと一致していると考えています。なお、地区計画（案）では、「土地利用の方針」の中で、当該地区の位置づけについて、より分かりやすく明記することとします。</p>
<p>・民間の公開空地は確かに公園的な機能も持つが、空間としての質も永続性も担保できないものでもあり、公園ではない。公園だった場所を民間の公開空地にすりかえ、地区全体で魅力的な空間になれば良いという説明は、詭弁でしかない。</p>	<p>地区計画の目標等については、大学からの提案である、「公園の緑地空間との連続性」や「大学敷地内の外部空間の開放」等を踏まえ、記載をしています。これらは大学公募における公募条件である「王子公園との一体性」や「地域に開かれた大学」に沿ったものとなっています。</p> <p>また、建築物の壁面位置を制限、垣やさく等の構造の制限により、地区全体で一体性をもった魅力的な空間を担保できるものと考えています。</p>

**【手続きに関する意見】**

意見	神戸市の考え方
<p>・この地区計画は、そもそも王子公園再整備のためと考えられるが、なぜ再整備基本計画（素案）のパブリックコメントと分けて意見募集をするのか？市民は王子公園再整備計画に対するパブリックコメントを書けば、これで意見を送ったと思うのが普通である。また、この意見書提出に関する神戸市の広報サイトは、[王子公園地区地区計画素案の縦覧]からしか出てこず、王子公園再整備計画に対する意見、パブリックコメントとリンクされてない</p>	<p>基本計画(素案)に対する意見募集は「神戸市民の意見提出手続きに関する条例」の規定に、王子公園地区地区計画素案の縦覧は「神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例」の規定により実施するもので、それぞれの条例に基づき適正に手続きを進めています。</p> <p>地区計画に関する手続きについては、条例に定められた説明会、縦覧、意見書の提出の受付に加え、広報紙 KOBE10 月号のはさみ込記事に概要を記載</p>

<p>め、ものすごくわかりづらい。このような意見募集のやり方で、さらに 20 日しか期間がないもので、意見が少なかったなどということは許されない。意見募集の結果発表はいつするのか？</p>	<p>するなど、丁寧な周知に努めてきました。また、説明会でいただいたご意見や、それに対する神戸市の考え方についても神戸市ホームページで公表しています。</p>
<p>・意見募集のやり方や姿勢に問題がある。『王子公園再整備基本計画(素案)』に付随する変更なのだから、そちらのホームページにもリンクを貼るべき。10 月の説明会でも 2 つ意見募集があるとは言及していないし、配布資料にも 2 つあるとは書いてない。意図的に隠していると疑ってしまう。このようなやり方で「反対意見はなかった」などと言われてはたまらない。同じ神戸市どころか都市局なのだから、ホームページの連携くらい取れるはず。『王子公園再整備基本計画(素案)に対する意見募集』を隠れ蓑に、意図的に分かりづらくしていたのであれば責任問題。計画書だけ見せられても、ただの市民ではどこまで地区計画で定められる物なのかわからない（高さ制限等が他のところで定められているのかなど）。</p>	<p>しかしながら、いただいたご意見も踏まえ、更に分かりやすい周知方法について、継続して検討していきます。</p>
<p>・こんなに分かりにくい意見募集は何なんですか？</p>	
<p>・この「地区計画（素案）」を市民に問う方法が、極めて不親切かつ不行き届きで、「意見募集」の体を成していない。</p>	
<p>・素案の資料だけでは分かりにくく、市民に意見を聞こうとするには説明が十分でないと感じる</p>	
<p>・このようなやり方で、市民の意見を聞いたとは到底言えない。まず、期間を少なくとも 11 月末まで伸ばしてほしい。もっと目につく場所（例えばごみ収集場所）に広報を出し、スマホで簡単に送れる、番号による選択など、使いやすい方法で意見を集め、市民に公開すべき。その上で、市民の声を誠実に聞き、将来に汚点を残さないように議論をしてほしい。</p>	
<p>・税金で進めている公共の事業なのだから、資料に公開期限を設けるべきではない。</p>	<p>都市計画に関する手続きについては、都市計画法及び市条例に定められており、それらの規定に基づき、縦覧等の手続きを適切に行ってきたところです。 しかしながら、いただいたご意見も踏まえ、法令に定められた縦覧期間終了後も引き続きホームページで資料を閲覧できるようにしています。</p>
<p>・大学設置ではなく、王子公園の動物園の造成・改修やスポーツ施設の改修などをして魅力アップした場合の波及効果など、そのほかの選択肢と比較した経済効果などの試算がされた形跡はなく、とにかく大学誘致ありきの計画をおしすすめたいがための王子公園再整備基本方針であり、基本計画(素案)</p>	<p>地区計画（素案）は、王子公園再整備に関するパブリックコメントや市民との意見交換会、市民ヒアリングを経て作成した基本計画（素案）等を踏まえ作成しているものです。 都市計画に関する手続きについては、都市計画法及び市条例に定められて</p>



<p>であり、地区計画素案であり、都市計画の変更案であると言わざるを得ない。地元住民との合意もなく、地元住民の主體的な意見がとりいれられているものでもなく、ただ単に、神戸市が一方向的に進めたいがためのこの地区計画素案は、撤回してほしい。</p>	<p>おり、それらの規定に基づき、これまで進めてきたところですが、引き続き、適切に手続きを進めてまいります。</p>
<p>・都市計画があつて初めて市が提出している「王子公園整備計画」ができるはずで、これについて市民の意見を先に聞くべきものとする。</p>	
<p>・性急に進めることなく、市民の意見が正しく反映できるように市として適切に対応することを求める。</p>	
<p>・大学への要求（防災機能等）が二転三転していることもあつて、それらが厳守される内容になっているのか判断できない。計画の進め方からして神戸市を信用もできないから、黙って賛成もできない。</p>	

## 2. その他都市計画（都市施設、再整備関連以外）に関する意見

### 【都市計画公園に関する意見】

意見	神戸市の考え方
<p>・都市計画公園の変更について。</p>	
<p>・都市計画公園の変更反対。【他3件】</p>	
<p>・王子公園は神戸市民の財産。それを一企業に売却するなんて言語道断。</p>	<p>再整備にあたっては、公園内の施設を適切に維持更新し、将来世代へ確実に継承するため、今ある施設をそのまま更新するのではなく、王子公園エリアの新たな価値を創出することが不可欠であり、王子公園再整備を進めていくうえで、公園に関する都市計画の変更が必要であると考えています。</p>
<p>・地区を再区分（売却）し大学を誘致する理由としている大学の公益性は、まったく納得いく説明になってない。公園を削ることは、説明会で示された基本方針「動物園、公園スポーツ施設の魅力向上、防災拠点の機能強化」に反するものでしかない。動物園の改革のためには、大学より土地を広げることが、まずすべきことではないか？市民の財産である公園を代替地もなしに削除することは絶対しないほしい。</p>	
<p>・大学は淘汰される時代、つぶれたら公園に戻るように、土地を売却すべきではない。都市計画公園の制約の範囲内のものしか建設できないままで良い。どうしても大学施設を建てたいなら、都市計画公園にふさわしい建築物を建れば良い。</p>	
<p>・本計画は王子公園への大学誘致を前提としたものであり、極めて多くの市民が利用している王子公園を縮小する都市計画案は間違っている。</p>	
<p>・当該地区は良好な住環境が形成されており、大学設置は環境、騒音、交通渋滞を伴い住環境が損なわれる。</p>	

<p>・都市公園法第 16 条の規定について。</p>	<p>「王子公園再整備基本計画（素案）」にかかる市民意見募集に関する主な意見と市の考え方（8）4 で記載している通り、再整備においては、市民や議会からのご意見をふまえ、当初素案を見直すとともに、市民との意見交換会を開催するなど、様々な手法、機会を通じて市民の皆様のご意見を伺いながら手続きを進めており、大学公募においても、「卒業生の定着の取り組み」や「地域課題の解決」、「学び直しの機会の提供」、「景観への配慮」等を条件としています。</p>
<p>大学を誘致することに、都市公園法第 16 条に規定する公益上特別の必要性があるとは思えない。【他 1 件】</p>	<p>前述のとおり、大学からの提案では、約 4,000 人の学生と約 200 人の教職員が通勤・通学する予定であり、若年定住・交流人口の増加や地域経済に大きな効果が期待できます。大学が立地することによる経済効果は、本市が試算した結果からも明らかとなっています。</p>
<p>・神戸市が根拠にしている「その他公益上特別の必要がある場合」の事項として誘致を計画している大学の公益性を挙げているが、経済効果などの根拠なども薄弱で、決してとりわけ公益性があると認められない。</p>	<p>教育面においては、学際的な学びを重視し、現代の複雑な課題に対応できる新たな価値を生み出す人材の育成や、産官学民の連携の取り組みの展開、学びを通じた地域や人々のつながりを創出するとされています。</p>
<p>・民間経営の大学に公園の土地を売り渡すことは、「市民にとって特別な利益になること」ではない。都市公園法は、神戸市がやろうとしているようなことから守る為にある法律である。神戸市がそのようなことを強行することは許せない。</p>	<p>また、王子キャンパスはあらゆる世代や属性の人々が日々気軽に訪問できる場になることをめざすとされており、グラウンドレベルは全て一般開放され、レストランやカフェ、図書館やホール、アリーナ、チャペルなど複数の大学施設が一般開放されるほか、オープンスペースの確保や、本市との連携のもと、屋外・屋内避難場所の確保等、広域防災拠点としての機能の向上に資する提案をいただいています。</p>
<p>・灘区の都市公園の面積は 国の基準を大きく下回っており 一部廃止することは法の趣旨に反する。「エリアのポテンシャルを生かす」は「公益上特別の必要」には該当しない。駅前前の都市公園に私立大学を誘致して街が活性化した前例は無い。前例があれば市民に示す必要がある。私立大学誘致を理由に「公益上特別の必要」とした前例は無い。前例があれば市民に示す必要がある。仮に経済的なプラスがあったとしても、地域住民にとって癒し・健康・安心安全が失われるマイナス面が大きい。都市公園は防災拠点であり一部廃止することで防災機能が低下する。</p>	<p>加えて、社会のあらゆる人々が学びの楽しさに目覚めるリカレントラーニングパークの形成をめざし、多様なニーズに応じたリカレント・リスクリング教育プログラムを提供することで、神戸のまちと人の未来創造を支援する提案をいただいています。</p>
<p>・地域特性を鑑みれば、都市公園の一部を廃止して大学を誘致するよりも、都市公園のまま、王子動物園の拡充や、子ども・子育て施設の建設や、公園機能を強化する方が、より公益性（ストック効果）を高めることができ、市民が望むもの（地域ニーズ）であると考え。市が「大学の公益性」として挙げたものは、ストック効果ではなく、フロー効果である。「みだりに都市公園を廃止してはならない。」という条文における「その他公益上特別の必要がある場合」とするには、現状、検討や手続きにおいて明らかに不備があり、都市公園の一部を廃止することは失当と考える。加えて、「大学以外の選択肢を検討していない」という点も、「市側の安易な都合で」大学誘致のために都市公園の一部を廃することを裏付けていると考える。</p>	<p>都市公園法第 16 条において「都市公園の保存」に関する規定があり、この度の大学誘致に伴う公園の一部廃止については、都市公園法第 16 条第 2 号の「廃止される都市公園に代わるべき都市公園が設置される場合」ではなく、同条第 1 号による「公益上特別の必要がある場合」に該当するものと考えています。しかし、従前の都市公園としての効用を確保することは必要であると考えており、再整備に合わせて効用を確保することはもとより、一部の施設（テニスコート）を移設することも検討しています。</p> <p>公園面積は一部減少しますが、機能の集約や施設の工夫によりリノベーションをすることで、総合公園として必要な効用は十分確保できると考えています。</p>

**【都市計画駐車場に関する意見】**

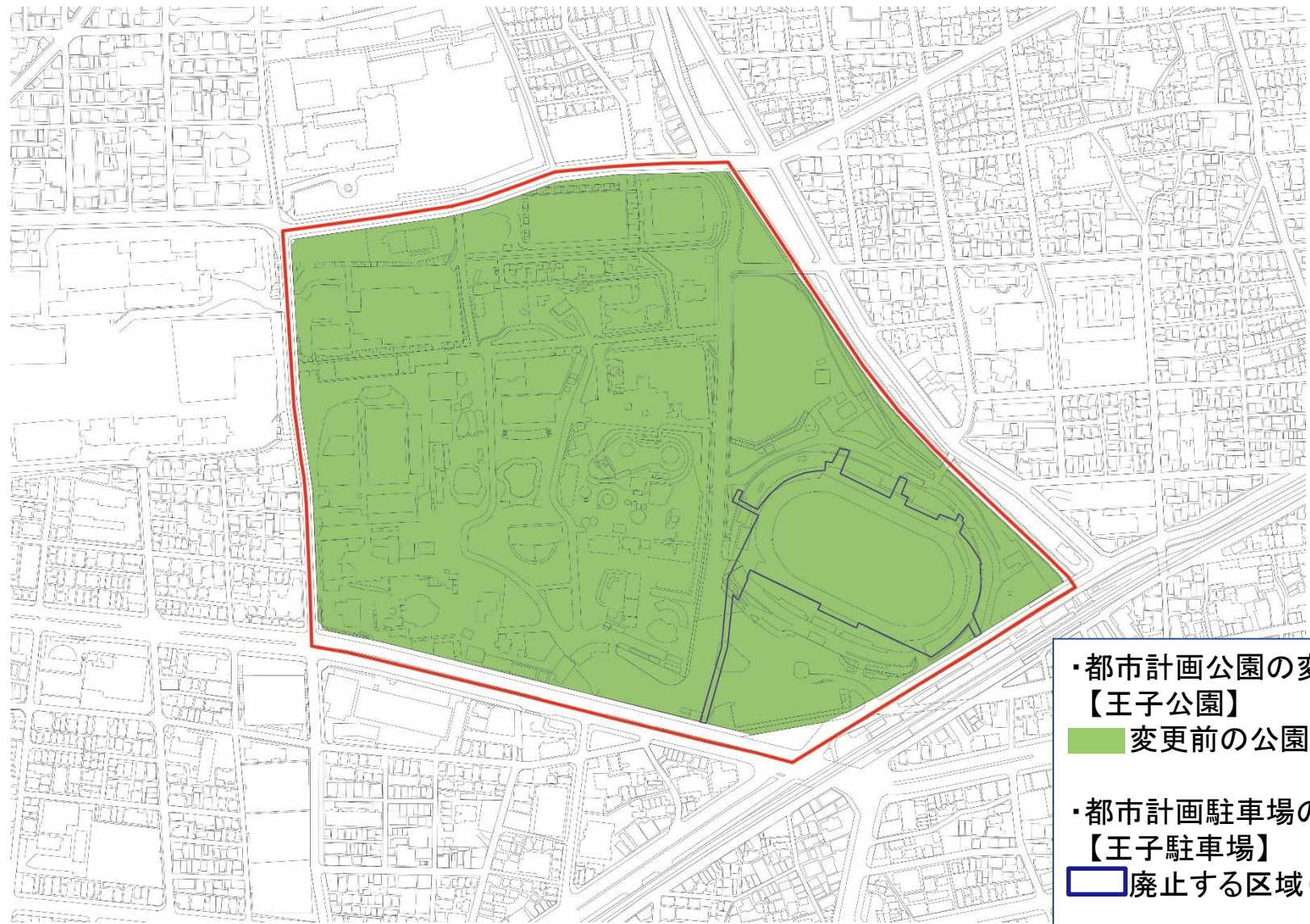
意見	神戸市の考え方
<p>・先人が想定したように現スタジアムの地下に駐車場の整備は賛成なので、駐車場の変更反対。</p>	<p>都市計画決定されている王子駐車場は、当時の周辺地域における駐車場不足に起因した路上駐車を解消することなどを目的として計画されたもので、来園者を対象とした駐車場とは位置づけが異なることから、王子公園の再整備を進めていくうえで、当該都市計画駐車場の変更は必要であると考えています。</p>
<p>・地下駐車場は素晴らしい計画で 駐車場は必要なので「変更」に反対、地下駐車場計画再開を求める。 都市公園の一部廃止が前提の「再整備計画」が問題であり、再整備計画でも駐車場は必要とされている。</p>	<p>なお、今回の王子公園再整備に伴い、改めて周辺の道路状況を調査した結果、公園利用者のための駐車場とは別に駐車場を整備する必要性はないと判断しています。</p> <p>また、現在の王子公園利用者のための平面駐車場の場所は、最も駅に近い位置にあり、今後、緑の広場・シンボルプロムナードとして、憩いくつろげる空間にしたいと考えています。そこで、土地の有効利用のため、駐車場はサブグラウンド（補助競技場）の位置に集約し、立体駐車場として整備することとしています。</p>

**【再整備に関連して決定・変更する都市計画以外に関する意見】**

意見	神戸市の考え方
<p>・「王子公園再整備」において、「文教エリアとして魅力向上」をただのローガンに終わらせるのではなく、ほんとうに灘区を「文教エリア」として魅力向上したいのであれば、「王子公園」周辺も「文教地区」指定するべきではないか。本計画にはそのようなものは含まれておらず、検討した形跡もない。</p>	<p>今回の意見書の提出の受付は王子公園地区地区計画（素案）に関するものを対象としていますが、いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>

**3. 王子公園再整備基本計画（素案）に関する意見**

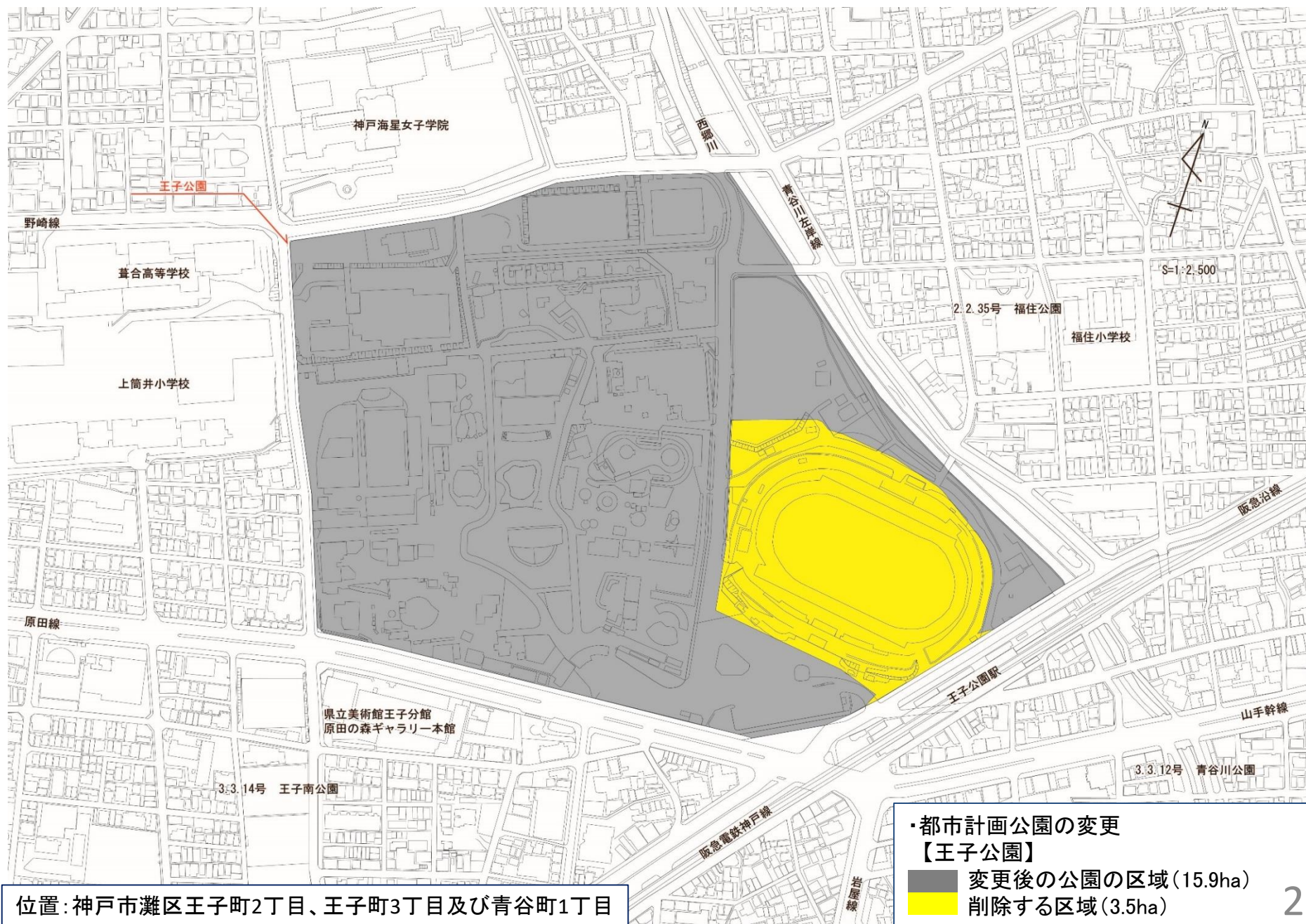
王子公園再整備基本計画（素案）に関する意見であるため、本資料には掲載しておりません。



- ・都市計画公園の変更  
【王子公園】  
■ 変更前の公園の区域(19.4ha)
- ・都市計画駐車場の変更  
【王子駐車場】  
□ 廃止する区域(19,800㎡)
- ・地区計画の決定  
【王子公園地区】  
□ 地区計画の区域(20.9ha)



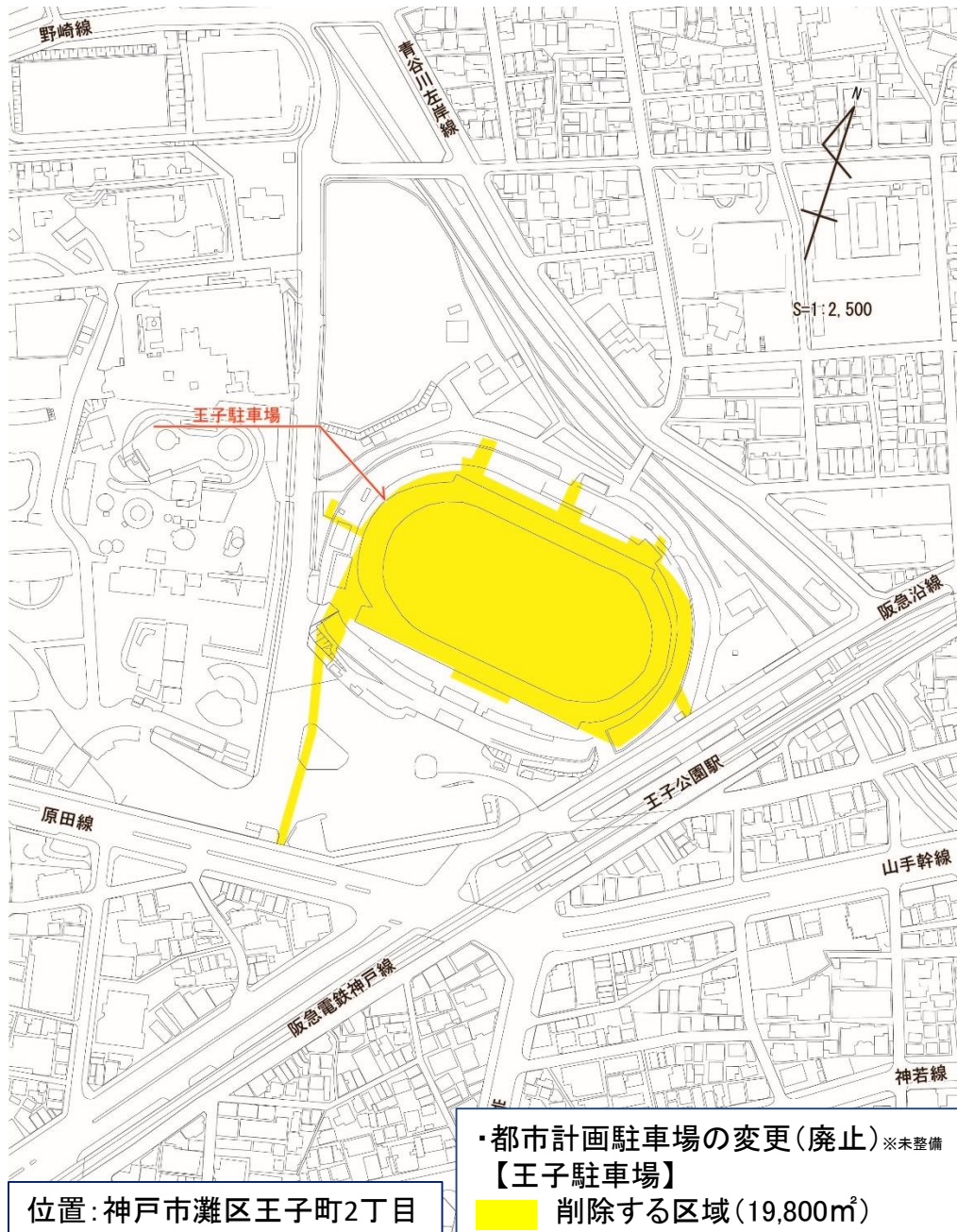
# 王子公園



位置：神戸市灘区王子町2丁目、王子町3丁目及び青谷町1丁目



# 王子駐車場



# 王子公園地区地区計画

## 地区計画の目標・方針

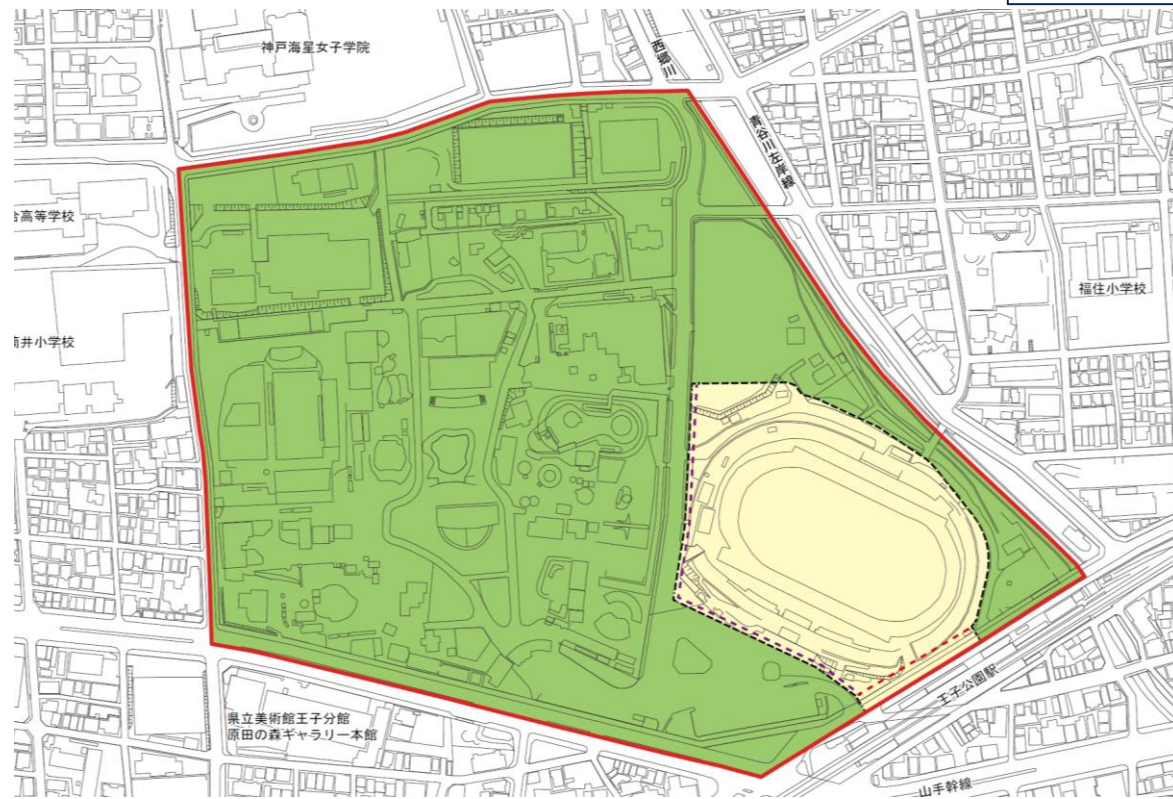
地区計画の目標	<p>当地区は、市東部の灘区地域の核となる王子公園があり、周辺には文化施設や教育施設が集積している。</p> <p>当地区では、動物園をはじめとする公園施設を魅力あるものとして再整備するとともに、学術・文化拠点のシンボルとなる大学の立地により賑わいを創出することで、公園機能の向上を図り、住民の生活の質の向上に寄与することを目指すこととしている。</p> <p>本計画は、地区の歴史や文化を踏まえ、地区全体で一体性をもった土地利用、景観を誘導し、公園の区域だけでなく、立地する大学も含めて開放的でゆとりある環境を確保し、周辺環境と調和した魅力的な空間の創出を目標とする。</p>
---------	---

区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	<p>当地区を「スポーツ・レクリエーション地区」と「教育・研究地区」に区分し、スポーツ施設や文化施設、教育施設が集積する文教エリアとしての特性や地域の歴史を活かした緑あふれる周辺環境との調和を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1.「スポーツ・レクリエーション地区」: スポーツ・レクリエーションを通じた遊びや憩い、学び、成長等の場として、緑地や動物園、スポーツ施設など、各施設が有機的につながり、賑わいとゆとりのある公園機能の向上を目指す地区とする。</li><li>2.「教育・研究地区」: 公園と一体的かつ地域に開かれた教育・研究施設の立地を誘導することで賑わいを創出するとともに、開放的でゆとりある空間の創出を目指す地区とする。</li></ol>
	建築物等の整備の方針	<ol style="list-style-type: none"><li>1.「スポーツ・レクリエーション地区」: 緑地や動物園、スポーツ施設など、各施設が有機的につながり、賑わいとゆとりのある環境を形成しつつ、周辺環境との調和を図るため、建築物等の用途、規模に留意して整備を行う。</li><li>2.「教育・研究地区」: 自然豊かな周辺環境との調和を図り、公園と一体となり、開放的でゆとりある環境を形成するため、建築物等の用途、配置等に留意して整備を行う。</li></ol>

# 王子公園地区地区計画

## 建築物等に関する事項

位置：神戸市灘区王子町2丁目、王子町3丁目及び青谷町1丁目



凡例	
	地区計画の区域界 (地区整備計画の区域界)
	地区の細区分の境界
	スポーツ・レクリエーション地区
	教育・研究地区
	壁面の位置の制限(5m以上)及び 垣又はさくの構造の制限の対象と なる道路境界線
	垣又はさくの構造の制限の対象と なる敷地境界線

地区の細区分	建築物等の用途の制限	壁面の位置の制限	垣又はさくの構造の制限	備考
スポーツ・レクリエーション地区 (約17.3ha)	<ul style="list-style-type: none"> <li>用途地域の制限に関わらず、次の用途に供する建築物は建築することができる。</li> <li>-観覧場(客席部分の床面積1万㎡以下)</li> <li>-駐車場</li> </ul>			第2種住居地域、準防火地域、第5種高度地区
教育・研究地区 (約3.6ha)	<ul style="list-style-type: none"> <li>大学、高等専門学校(附属するもの含む)以外の建築物は建築してはならない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物の外壁等から計画図表示の道路境界線までの距離は5m以上とする</li> <li>(公共用歩廊その他これに類するもの、床面積の合計が10㎡以下であるものは除く)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画図表示の敷地境界線及び道路境界線に面する部分の門、塀、垣又はさくの構造は、-生け垣又は透視可能なさくで高さ1.2m以下のもの</li> <li>-危険防止のためやむを得ず設置するものとする</li> </ul>	